

令和7年10月より 禁煙外来助成 を開始します

禁煙治療(健康保険適用)…禁煙外来の力を借りましょう！

たばこの煙には有害物質が含まれるため、ガンを発症するリスクのほか、脳卒中、糖尿病にかかるリスクも高いため、禁煙することにより健康寿命を延ばすことができます。

次の要件を全て満たしている方は、12週間に5回の「禁煙治療」(健康保険適用)を受けられます。医療機関のサポートが得られ禁煙成功率が高い「禁煙治療」は、おすすめです。

- 1 ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で5点以上、ニコチン依存症と診断された方
- 2 35歳以上の場合、ブリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上の方
- 3 直ちに禁煙することを希望されている方
- 4 「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意された方

一般社団法人 日本禁煙学会 禁煙専門・認定指導者が在籍する医療機関(一部)

福井県済生会病院	0776-23-1111	福井赤十字病院	0776-36-3630	公立丹南病院	0778-51-2260
福井大学医学部附属病院	0776-61-3111	公立小浜病院	0770-52-0990		



令和7年4月1日以降に禁煙外来の初診日があり、治療が終了した方に対し、かかった治療費の保険診療分のうち、自己負担額に対して **10,000 円を上限に助成**します。

【禁煙外来の受診方法】

- 1 禁煙治療に健康保険が使える医療機関のうちから希望する医療機関へ受診予約を行ってください。
(禁煙治療に健康保険が適用されている医療機関は、(社)日本禁煙学会のホームページでご確認ください。)
- 2 禁煙治療は組合員ご本人の意思により開始してください。
- 3 共済組合への事前申し込み等は必要ありません。

注意事項(重要)

★予約

- ① 受診を希望する医療機関に「保険診療で治療ができるか」を必ず確認してください。
- ② 医療機関に対し、「禁煙外来終了時に『禁煙外来終了証明書』※に証明が可能であるか」を確認してください。または、医療機関任意の様式(同様の内容が確認できる書類)により終了証明が可能であることを確認してください。

★受診

- ① 禁煙治療は必ず最後まで受診してください。
- ② 途中で離脱した場合、治療費が発生していても助成の対象外となります。
- ③ 禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の領収書及び明細書を保管してください。
当該領収書等に本人の氏名及び禁煙外来に要した費用であることが明記されていることを確認してください。
なお、紛失等により一部の領収書または明細書が添付できない場合など、自己負担額が確認できない場合は助成対象になりませんので、ご注意ください。

【請求について】

禁煙外来が終了したら終了した日から3か月以内に次の書類を揃えて、お勤め先の共済組合事務担当課へ提出してください。

- ☐ 「禁煙外来助成金請求書」※
- ☐ 「禁煙外来終了証明書」(治療終了時に医療機関から証明を受けたもの)※
または医療機関任意の様式(同様の内容が確認できる書類)により証明を受けたもの
- ☐ 禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の領収書及び診療明細書の原本

※各様式は共済組合ホームページからダウンロードできます。

【助成額の送金について】

助成金は、助成額決定後に共済組合登録口座に送金します。